

千葉市家庭系プラスチック資源再資源化業務委託仕様書

第1章 総則

1 委託名

千葉市家庭系プラスチック資源再資源化業務委託

2 委託の目的

近年、環境破壊や自然災害などが顕在化しており、「脱炭素先行地域」である千葉市が率先して地球温暖化対策や海洋汚染対策を強化していくことが必要である。このため、プラスチック資源の分別収集と再商品化に積極的に取り組み、プラスチック資源循環を推進することとしたところである。

本委託により家庭系プラスチック資源の中間処理及び再資源化の仕組みを構築するとともに、プラスチック資源循環促進法第33条による再商品化計画に基づく業務を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

準備期間：契約締結日の翌日から令和9年11月30日まで

- ・再商品化計画作成等の認定を取得するための支援
- ・搬入経路確認等の準備

業務期間：令和9年12月1日令和12年3月31日まで

- ・再商品化計画に基づく中間処理及び再商品化業務

4 履行場所

受注者所有の施設等

5 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従って行うこと。

6 経費の区分

本業務を遂行するに当たり必要な費用、物品及び消耗品は全て受注者が負担する。

7 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は、原則として受注者が行うこととするが、発注者が所有し業務に利用できる資料については貸与を受けることができるものとする。貸与を受ける場合は、発注者の承諾を得ること。

8 報告書の作成及び提出

中間処理及び再商品化業務開始後、業務完了報告書を月毎に作成し、翌月10日（土日祝の場合は翌営業日）までに提出して発注者の検査を受けること。

9 委託料の支払い方法等

受注者は、前項の検査に合格した後、プラスチック類の引取量に契約単価（10kg当たり）を乗じて算出した適法な前月分の請求額を発注者に提出し、発注者はこれを確認の上、月毎に支払うものとすること。再商品化費用の算出方法については、第2章7再商品化費用の算出方法等を確認すること。

10 諸法令の遵守

受注者は、諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

11 その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。

第2章 業務内容

1 搬入見込量

本業務において想定するプラスチック資源の年間搬入見込量は、表のとおりである。

なお、実際の搬入量を保証するものではないこと、日搬入量は、当該日の収集区域や季節等により変動することに留意すること。

表 年間搬入見込量

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
プラスチック製容器包装	2, 600t	7, 800t	7, 800t
プラスチック使用製品	400t	1, 200t	1, 200t
合計	3, 000t	9, 000t	9, 000t

2 プラスチック資源を搬入する施設の位置

受注者が指定するプラスチック資源の搬入を行う施設の位置は、原則本市の人口重心地点（東経：140.131386 度、北緯：35.594018 度）から半径 20 km 以内とする。

3 プラスチック資源搬入実施日等

(1) 搬入方法

発注者の収集委託業者等（以下「収集業者」という。）が、市内のごみステーションから収集した専用指定袋に入ったプラスチック資源をパッカー車（2トン車～4トン車）により、受注者の指定する施設まで直接運搬し、搬入する。

(2) 搬入実施日

年末年始（12月31日から1月3日）を除く、月曜日から土曜日とする。

(3) 搬入時間

原則として 8：30 から 16：00 までとする。ただし、天候や道路状況等により搬入時間内に搬入が終了しない場合は、最終搬入車両の受入まで対応するものとする。

(4) 搬入延べ台数

約 53 台／日

搬入延べ台数は、想定であるため、実際の回収量により変動することに留意すること。

4 分別収集するプラスチック資源の基準

「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」における分別収集対象物（プラスチック製容器包装廃棄物を含む）を基本とする。なお、これら以外のプラスチック資源の受入については、発注者の分別排出ルールを踏まえたうえで、提案することができる。

5 業務内容

(1) 計量及び貯留・保管

- ア 受注者の中間処理施設内の計量法の基準に適合した計量器により、分別収集物の重量を計量（計量の最小単位は10kg）し、記録するものとする。
- イ 収集車両等が安全に荷下ろしできるような措置を講じるものとする。
- ウ 荷下ろしされた分別収集物について、中間処理を行うまで適切に貯留・保管するものとする。なお、貯留・保管に際しては、発注者の収集業者が搬入した分別収集物と他都市や民間事業者から搬入されたプラスチックが混在しないよう、保管場所を分けて管理するものとする。

(2) 中間処理・保管

- ア 全ての工程において、発注者分とそれ以外のプラスチックを混同することがないよう、設備を分ける、設備への投入時間を分ける等により投入量、処理量等の管理を行うものとする。
- イ 機械選別や手選別により、プラスチックと異物に選別するものとする。
- ウ リチウムイオン蓄電池等が混入していた場合、手選別や磁選機等で取り除くものとする。なお、リチウムイオン蓄電池等による火災の発生に対して早期発見及び消火等の措置を迅速に講じること。
- エ 分別収集物の中間処理と再商品化を別の施設で行う場合、必要に応じて圧縮梱包するなど飛散しないように保管し、行先ごとに管理するものとする。なお、保管を行う場合は、必要に応じて消防法等の関係法令に適合するとともに、火災発生に対して早期発見及び消火等の措置を迅速に講じること。また、対象施設については、消防等が消火の措置が出来るよう、動線や施設・設備の配置を工夫すること。
- オ 異物については、選別した上で受注者の責任で適正に処理すること。
- カ 再商品化工程に引き渡す基準適合プラスチック（プラスチック資源のうち、再商品化が可能なものの）の重量を計測し、記録するものとする。

(3) 再商品化

- ア 再商品化計画の物質取扱に基づき、再商品化（材料リサイクル又はケミカルリサイクル）を行うものとする。
- イ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づく再商品化手法ごとの収率基準及び品質基準を満たすよう再商品化を行うものとする。
- ウ 全ての工程において発注者分とそれ以外のプラスチックが混同することがないよう、基準適合プラスチックの保管場所を分けるとともに、設備を分ける、設備への投入時間を分ける等により、投入物の管理等を適切に行うものとする。
- エ 再商品化を行った製品は、利用事業者へ販売し、販売実績報告書を年度毎に作成し、発注者へ提出するものとする。

(4) 残渣処理

ア 搬入されたプラスチック資源を再商品化する際に発生する残渣については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会で行われる残渣処理基準を下回ることのないよう、再資源化に努めるものとする。

イ 残渣処理の方法毎の処理実績報告書を年度毎に作成し、発注者へ提出するものとする。

(5) その他

ア 業務実施確認

プラスチック資源の再商品化が適正に実施されていることを確認するため、1年に1回程度受注者が実施する中間処理施設及び再商品化施設での検査に発注者が立ち会うものとする。

イ 品質検査

(ア) 分別収集物の品質検査（組成調査）

受注者は、発注者及び指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）立ち会いのもと、発注者が搬入した分別収集物の品質検査を実施するものとする。なお、検査に使用するサンプル抽出については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」（28ページ（3）分別収集物の品質調査（組成調査））に従うものとする。

(イ) 再商品化製品の品質検査

発注者が専門の測定機関に委託して実施するものとし、原則として、再商品化製品からサンプリングし再商品化製品の品質検査を実施するものとする。

なお、品質検査は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」（33ページ（4）再商品化製品の品質検査）に基づきを行い、結果を受注者に対し報告するものとする。

ウ 研修等の協力

収集業者等が受注者の施設へ円滑に搬入が出来るよう、業務期間開始前までに荷下ろし場所や場内の走行経路等について、説明会を兼ねた研修を実施するものとする。

6 施設の稼働停止に伴う対応

受注者施設（中間処理施設及び再商品化施設）の定期補修や設備故障等による稼働停止期間においても、一時保管場所を確保する等の方法により、発注者が搬入した分別収集物の全量受入を行うものとする。

7 再商品化費用の算出方法等

(1) 委託料のうち、再商品化費用については、発注者が①プラスチック製容器包装は小規模事業者負担分、プラスチック使用製品は全負担分を受注者に支払うものとする。なお、プラスチック製容器包装の特定事業者負担分は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から受注者に支払われるものとする。

(2) 再商品化費用の算出方法は、次のとおりとする。

処理工程においてプラスチック製容器包装とプラスチック使用製品の処理量を個別に把握できる場合には、前月の処理量を基礎として、下記の費用算出式により費用を算出するものとする。

処理工程においてプラスチック製容器包装とプラスチック使用製品の処理量を個別に把握できない場合には、全体の処理量に分別収集物の品質検査（5業務内容(5)イ(ア)）により得られ比率を乗じて、下記の費用算出式により費用を算出するものとする。

ただし、事業開始から分別収集物の品質検査（5業務内容(5)イ(ア)）の結果が判明するまでの間は、令和6年度に実施したモデル事業における比率（プラスチック製容器包装8.6.3%、プラスチック使用製品13.7%）を使用するものとする。

なお、算出した金額に、消費税及び地方消費税額を加算するものとする。

費用算出式

①プラスチック製容器包装の再商品化費用

プラスチック製容器包装の契約単価×処理量（引渡量）×小規模事業者負担割合

②プラスチック使用製品の再商品化費用

プラスチック使用製品の契約単価×処理量（引渡量）

8 その他

- (1) 発注者は、本業務の受注者に対して、作業内容及び各種報告書等について立入検査を実施することができ、特別な事情がある場合を除き、受注者はこれを拒んではならない。
- (2) 受注者は、引き取るプラスチック資源の品質に問題があるときは、その旨を発注者に報告すること。その場合、発注者は品質の改善に向けた対応を行う。
- (3) 受注者は、本業務の実施に際し、処理施設周辺の地域住民等と良好な関係を構築し、万が一問題が発生した場合は、問題解決のため真摯に対応すること。
- (4) 受注者は、業務の履行に際して事故などの発生を防ぐための安全装置を十分に講じ、万が一業務の履行に際して事故などが発生した場合は、直ちに発注者に報告するとともに速やかに適切な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、本業務に関する各種法令（労働基準関係法令、環境法令等）について遵守すること。
- (6) 受注者は、業務の一部について第三者に再委託をする場合は、必ず発注者の承諾を得るものとする。
- (7) 受注者は、仕様書に明示していない事項でも実施上当然必要と認められる事項は、受注者の責任において実施しなければならない。
- (8) 受注者は、本業務の履行にあたり、必要に応じて関係官公庁等との協議を行い、その内容を遅滞なく報告しなければならない。
- (9) 受注者は、発注者が必要とする情報を求めた際に、随時情報提供をするものとする。

- (10) 受注者は、市民の環境意識の向上を図るため、施設見学等の環境学習に関する取組みや情報提供等に協力するものとする。
- (11) 本業務の履行にあたり、受注者の施設等が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条に規定する一般廃棄物処理施設許可基準等を満たさず、国の認定が認められず再資源化の実施が困難になった場合は、発注者と受注者双方で契約の見直し又は契約の取り消し等の協議をするものとする。